

税務署等の処分に不服があるとき

税務署の処分に納得がいかないのですが？



処分の取消しや変更を求める
不服申立ての制度が用意されています！

異議申立て、審査請求、訴訟の3つがあります。

税務署等の処分に不服があるときは不服申立ての道が開かれています！

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署等と納税者との見解が対立することがあります。その処分に不服がある場合、納税者は裁判所に訴訟を提起する前に、「異議申立て」と「審査請求」を行う必要があります。これらの制度は、行政部内で十分に審理することで、訴訟と比べて簡易かつ迅速に、納税者の正当な権利や利益を救済することを目的としています。

異議申立て

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならない人が申告しなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定などの処分を行います。また、未納の税額があり督促してもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。

このような処分に不服があるときは、税務署長等に「異議申立て」をすることができます。

- 異議申立ての時期 処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内
- 異議申立先 所轄税務署長等

税務署長等は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果（異議決定）を納税者に通知します。

- ◎ 異議決定により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。
- ◎ 異議申立てから3か月を経過しても異議決定がないときには、国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

審査請求

税務署長等の異議決定を受けた後、なお処分に不服があるときは、国税不服審判所長に対し「審査請求」を行うことができます。国税不服審判所は、国税局や税務署などの執行機関から分離された第三者的な立場で、納税者の正当な権利や利益を救済する機関です。

- 審査請求の時期 異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内
- 審査請求先 国税不服審判所長

国税不服審判所長は、納税者の不服の内容について審査し、その結果（裁決）を納税者に通知します。

◎ この裁決により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。

◎ 青色申告書に係る更正に不服があるときなど、異議申立てを経ないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求することができる場合もあります。

◎ 審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。

審査請求の詳しい情報については

「国税不服審判所ホームページ (www.kfs.go.jp)」をご覧ください。

訴訟

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、一般の行政事件の場合と同様に裁判所に対して「訴訟」を提起することができます。

- 訴訟提起の時期 裁決の通知を受けた日の翌日から6か月以内
- 訴訟の提起先 裁判所

異議申立ても
審査請求も期限があるから
注意しないとね。



不服申立制度と訴訟の関係

